

令和8年度軽米町農業労賃標準額表

令和8年度の農業労賃標準額を次のとおり設定しました

岩手県の最低賃金(令和7年12月1日改訂)は1,031円です。使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

農家のみなさんへ

「頼む人」「頼まれる人」お互いが標準額を守り、明るく豊かな農業経営ができるよう、皆様のご協力をお願いします。

- ◎この標準額は、「賄いなし」の賃金で、労働時間は1日(実働)8時間です。
- ◎午前、午後それぞれ15分の休憩を設けるようにしてください。
- ◎この標準額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの農作業に適用します。
- ◎条件によっては相互の話し合いにより決めてください。

《人力の部》

(単位:円)

作業区分	単位	標準額	超過時間給	備考
水田作業	1日	8,300	1,300	
畑作業	1日	8,300	1,300	葉タバコ作業含む
果樹剪定作業	1日	10,600	1,700	剪定用具一式付
オペレーター賃金	1日	11,200	1,800	

- ※ 時間超過の場合は、1時間毎に超過時間給を支給してください。
- ※ この標準額は、普通の作業能力を標準としており、作業能力等に応じ加減できるものとします。

《機械の部》

(消費税を含む金額です) (単位:円)

作業区分	単位	標準額	備考		
水	耕起	10a	6,100		
	代かき	10a	6,600		
	田植機(苗は別)	10a	6,400	薬剤散布別	
	コンバイン(雑穀類は除く)	10a	17,600	ひも除き	
田	バインダー	10a	8,400	ひも含み	
	脱穀	1時間	4,600	機械毎に別途協議	
	クロ塗り	1m	60		
畑地	耕起	10a	5,600		
	プラウ	10a	6,000		
	雑穀	刈取 (汎用コンバイン)	播種	10a	3,000
			あわ・きび	10a	17,600
			アマランサス	10a	29,000
	大豆・そば	10a	9,700		
	乾燥	30kg	770	あわ・きび	
	コーンplanter	10a	2,900	施肥播種付	
	コーンハーベスタ	10a	8,600		
	コーンワゴン	1日	18,700		

《機械の部》

(消費税を含む金額です) (単位:円)

作業区分	単位	標準額	備考	
牧	刈取	10a	3,300	
	反転	10a	1,800	
	集草	10a	1,800	
	梱包	1梱包	170	
草	ロールペーラー 1梱包	直径	幅	
		90cm	85cm	1,600
		100cm	100cm	1,800
	125cm	120cm	2,300	
	ラップマシン 1梱包・3回 ラップフィルム付	90cm	85cm	2,100
		100cm	100cm	2,300
125cm		120cm	2,800	
共通	たい肥散布 (2t積載・積み含む)	10a	5,200 ~9,700	30a未満:5,200~9,700 30a以上:5,200
	遊休農地管理(燃料込)	10a	11,900	年2回以上耕起

- ※ 水田の圃場の形状(未整理田・整理田)、農業機械の運搬費・移動費及び消費税については、協議のうえ設定してください。

軽米町貸賃料情報資料(令和8年版)

～ 賃貸借契約の目安としてご利用ください ～

令和7年1月から令和7年12月までの一年間に締結(公告)された賃貸借料の最低額と最高額(10a当たりの年額)は以下のとおりです。
なお、賃貸料には年によって変動があることをあらかじめご了承ください。

令和8年1月1日 軽米町農業委員会

◎軽米町の10a当たりの年額賃貸料(R7.1.1~R7.12.31)

	最低額	最高額	申請件数(筆数)
田の部	※3,648円	※10,000円	※10件(36筆)
畑の部	3,515円	8,931円	4件(6筆)

※上記表中、田の部の賃借料等はR7.1.1~R7.12.31に実績が無いため前年の実績を掲載しております。

◎使用貸借権(無償貸借)の設定については、48件(106筆)ありました。

- * 農地の権利移動(所有権・賃借権・使用貸借権)及び農地以外の地目への転用は、農地法に基づき許可が必要です。
- * 農地法関係の許可申請の締め切りは、毎月10日です。(但し、閉庁日にあたる場合は、翌開庁日となります)

「全国農業新聞」で新しい知識と役立つ情報を！ 申し込みは農業委員会まで

老後の安心、農業者年金に加入しましょう。農業機械の安全運転を励行しましょう。